

政令第九十四号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十三条第十六項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一百条の五第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号イ中「十二又は十三」を「十一以上十三以下」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第一百十条の五第一項第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数に係る規定の整備を行う必要があるからである。